

森林の伐採・土地の取得には届出を!

立木を伐採するときは事前の届出が法律で義務づけられています

伐採及び伐採後の造林の届出は、森林の伐採及び伐採後の造林が町の森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることでできるよう届け出しているものです。

届出は、森林保有者や立木を買い受けた方が行います。ただし、立木を伐採する方と伐採後の造林を行う方が異なる場合は、連名で提出します。

伐採を始める90日前から30日前までに、届出を行います。届出をしないで伐採を行うと、100万円以下の罰金に処せられます。(森林法第207条)

厚生連健診を受診しましょう!

年に1度は受診を!

今年も厚生連健診が、下表の日程で行われます。受診者が集中して混雑するのを防ぐために、日程を設定していますが、都合の悪い場合は、ほかの健診会場でも受診できます。受付時間は、各会場とも午前7時から9時30分までです。時間に遅れないようにお越しください。

受診票を9月下旬から、全世帯に発送します。必要事項をご記入の上、当日お持ちください。また、受診の際は、併せて保険証を必ずお持ちください。お持ちでない場合、受診できません。

日程	対象字	会場
10/6(日)	小米・職場健診	町民体育館
10/7(月)	瀬利覚	
10/8(火)	大津勤・徳時・住吉・正名	住吉小体育館
10/9(水)	久志検・赤嶺・竿津・上平川・下平川	下平川小体育館
10/10(木)	芦清良・余多・屋者	田皆中体育館
10/11(金)	田皆・職場健診	
10/12(土)	下城・上城・新城・職場健診	町民体育館
10/26(土)	知名・黒貫	
10/27(日)	屋子母・職場健診・未受診者	

森林の土地を取得したときは届出を

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は町長への事後届出が義務付けられました。

これは、森林の所有者が分からないうと、①行政が森林所有者に対して助言等ができない②事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられないなどのことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法改正により設けられました。

なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

届出が必要な場合

特定健診の積極的な受診を!

平成20年から伸び続ける医療費対策の一環として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査(特定健診)と健診後の特定保健指導が、医療保険者(国保など)に義務付けられました。

現在、日本では40歳以上で3人に1人がメタボリックシンドロームに該当すると言われていています。これは、糖尿病や高血圧症などと関連性があり、心疾患や脳血管疾患等のリスクが高くなると言われています。これらの病気の予防と早期発見のために健診を受診しましょう。

なお、国は、特定健診の目標受診率を60%と定めています。昨年度、

個人が法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合に、森林の土地の所有者届出は不要です。

届出の方法

所有者となった日から90日以内に、取得した土地が町内の場合には町長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

本町の受診率は、43・8%(目標まで約300人の増が必要)となっており、国保加入者で40歳から74歳までの方は、積極的な受診をお願いします。

平成24年度受診率上位の字

- 1位 竿津 69・2%
- 2位 余多 62・7%
- 3位 下城 53・3%



問 保健センター 電話(93)2075

必要があります。

届出の際は、届出書に①その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)

②その森林の土地の登記事項証明書(写してもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類を添付してください。

届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科せられることがあります。

問 農林課 電話(84)3164

